

パブリックコメント手続の流れ

市(実施機関)が、次に掲げるものの案を作成します。

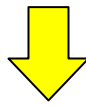
市の基本的な方向性等を定める憲章及び宣言の策定又は改定

市の基本的な政策に関する計画及び大綱の策定又は改定

市の基本的な方針等を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定

市民その他のものに義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

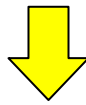
に係る案の策定市の基本的な政策に関する計画や市政に関する基本的な方針を定める条例の案 など



案と関係する資料を次の方法で公表し、30日間以上の期間を設けて意見を募集します。

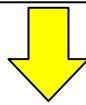
市(実施機関)が指定する場所〔行政資料コーナー、担当課、公民館、図書館など〕での閲覧

市のホームページ、市報へ掲載 など

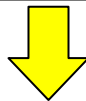


提出いただいた意見を考慮し、計画案や条例案等の最終決定をします。

なお、提出いただいた意見及び意見に対する市の考え方を整理し、最終決定した内容とともに公表します。



条例案など議決を必要とするものは、議案として議会に提案します。



野田市の政策として実施します。